糸魚川市

ペレットストーブ設置事業補助金のご案内

新エネルギーの普及、森林資源の活用、環境保全を推進するため、ペレットストーブを設置する方に、設備費の一部を支援します。

補助事業の概要

項目	内容
補助対象	ペレットの自動供給機能を有するペレットストーブ
補助金額	ペレットストーブ本体及び部材の購入並びに取付けにかかる費用の 1/3 に相当する額(1,000 円未満切捨)　　上限 150,000 円 ※複数の建物を有する事業所等の場合は、建物ごとに補助金を交付します。
対象者	① 市内に住所を有する方または有する予定の方 ② 市内に事業所等を有する事業者
補助要件	次の要件をすべて満たす場合に、申請を行うことができます。 ① 市内のご自分の住宅に設置（されている住宅を購入）または市内の事業所等に設置すること ② 市内に事業所や営業所を有する法人（個人）が設置を請け負うこと ③ 市税の未納がないこと ④ 糸魚川産ペレットを利用すること ※糸魚川産ペレットが利用できるペレットストーブを導入してください。 ⑤ 補助金交付決定後から工事を開始し、同年度の３月 31 日までに設置を完了すること **※既に工事を開始している場合、建売住宅の引渡しが済んでいる場合は対象となりません。** ⑥ 設置（されている住宅を購入）の翌月から２年間利用状況を報告すること
補助金交付の決定	申請書の受付順に交付決定通知書を申請者に送付します。 ※設備を販売する事業所が申請の手続きを代行いただいても結構です。 ※予算の範囲を超えた場合は、超えた日の申請書類の中で抽選を行い、最終的な補助金交付対象者を決定します。予算額に達した時点で、申請書の受付を終了させていただきます。
申請・実績報告に必要な書類	次の書類を提出ください。 交付申請：① 補助金等交付申請書 ② 事業計画書・収支予算書 ③ 設置箇所図（平面図、導入予定場所の現況写真など） ④ 設備の概要がわかるもの（カタログの写しなど） ⑤ 見積書または建売住宅の売買契約書の写し等 ⑥ 承諾書 実績報告：① 実績報告書 ② 設備工事費の内訳 ③ 設置した設備の概要 ④ 設備工事費の証拠書類（設備設置の証拠となる契約書・領収書等の写し） ⑤ 設備設置状況写真
補助金の支払い	実績報告書の書類審査により補助金額を確定し、指定口座に支払います。
利用状況の報告	設置（されている住宅を購入）の翌月から２年間、利用状況を６か月ごとに報告していただきます。

補助金交付の流れ

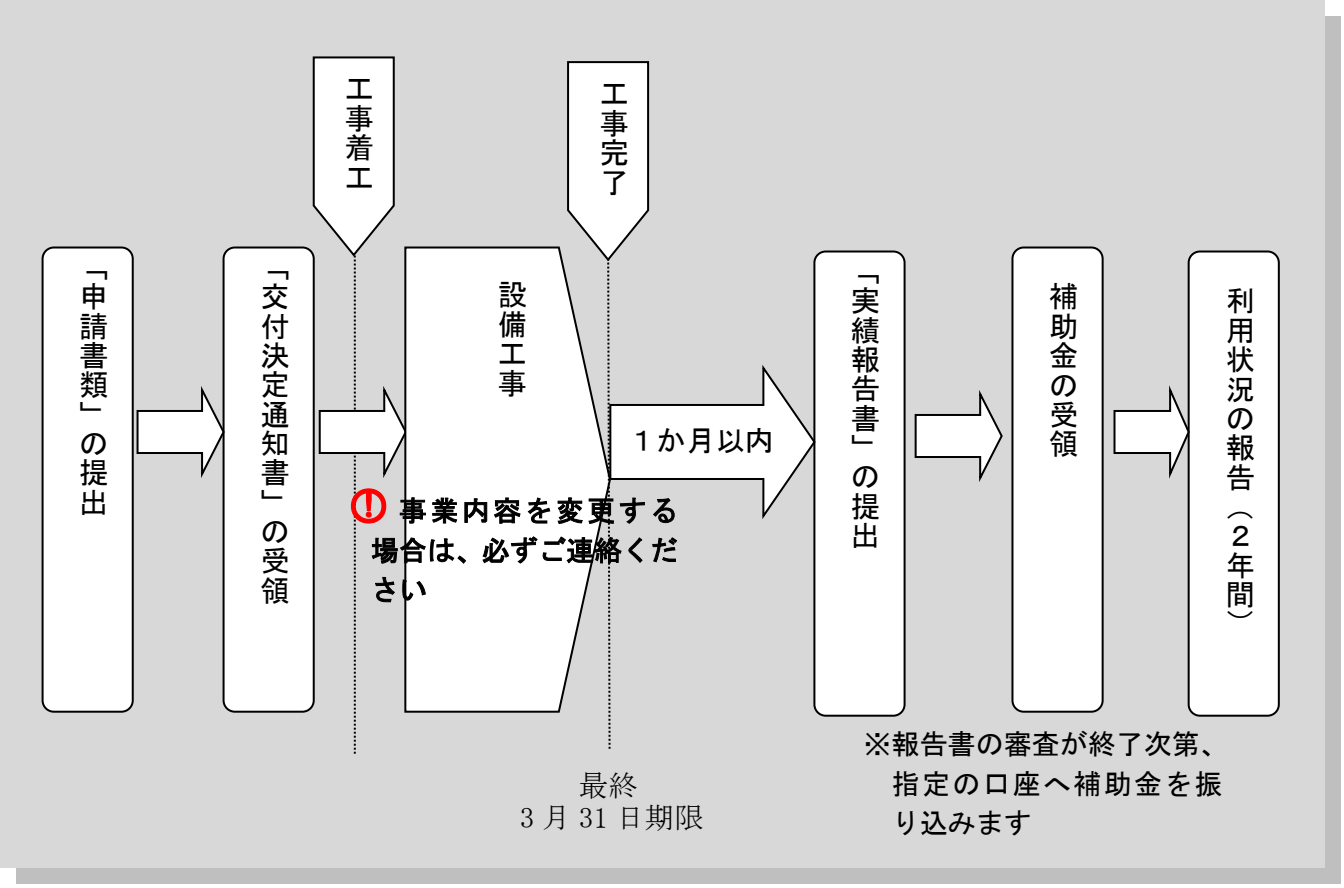

申請書等の提出・問合先

糸魚川市　市民部環境生活課　環境係
TEL　025-552-1511（代表）
FAX　025-552-1066
E-mail　kankyo@city.itoigawa.lg.jp